

第446回南国市議会定例会会議録

第6日 令和8年3月9日 月曜日

出席議員

1番 齊藤正和	2番 松下直樹
3番 松本信之助	4番 西内俊二
5番 溝淵正晃	6番 山本康博
7番 齊藤喜美子	8番 杉本理
9番 丁野美香	10番 西山明彦
11番 神崎隆代	12番 植田豊
13番 西本良平	14番 山中良成
15番 岩松永治	16番 土居恒夫
17番 有沢芳郎	18番 前田学浩
19番 岡崎純男	20番 浜田雅士
21番 今西忠良	

*

欠席議員

なし

*

出席要求による出席者

市長 平山耕三	副市長 渡部靖
副市長 岡崎拓児	参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長 松木和哉
参事兼財政課長 溝淵浩芳	企画課長 田所卓也
情報政策課長 徳平拓一郎	危機管理課長 野村学
税務課長 北村長武	市民課長 山田恭輔
子育て支援課長 高野正和	長寿支援課長 中村俊一
保健福祉センター所長兼 こども家庭センター所長 藤宗歩	環境課長 横山聖二
農林水産課長 川村佳史	農地整備課長 高橋元和
商工観光課長 山崎伸二	建設課長 山崎浩司
地籍調査課長 吉本晶先	都市整備課長 篠原正一

住宅課長	松岡千左	上下水道局長	橋詰徳幸
会計管理者兼 会計課長	竹村亜希子	福祉事務所長	天羽庸泰
教育長	竹内信人	学校教育課長	池本滋郎
生涯学習課長	前田康喜	監査委員 監事事務局長	中村比早子
農業委員会 事務局長	弘田明平	消防長	三谷洋亮

*

議会議務局職員出席者

事務局長	野口裕介	次長	門脇智哉
書記	三谷容子		

*

議事日程

令和8年3月9日 月曜日 午前10時開議

- 第1 議案第1号 令和7年度南国市一般会計補正予算
- 第2 議案第2号 令和7年度南国市土地取得事業特別会計補正予算
- 第3 議案第3号 令和7年度南国市国民健康保険特別会計補正予算
- 第4 議案第4号 令和7年度南国市介護保険特別会計補正予算
- 第5 議案第5号 令和7年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算
- 第6 議案第6号 令和7年度南国市下水道事業会計補正予算(第3号)
- 第7 議案第7号 令和8年度南国市一般会計予算
- 第8 議案第8号 令和8年度南国市土地取得事業特別会計予算
- 第9 議案第9号 令和8年度南国市国民健康保険特別会計予算
- 第10 議案第10号 令和8年度南国市介護保険特別会計予算
- 第11 議案第11号 令和8年度南国市企業団地造成事業特別会計予算
- 第12 議案第12号 令和8年度南国市後期高齢者医療保険特別会計予算
- 第13 議案第13号 令和8年度南国市水道事業会計予算
- 第14 議案第14号 令和8年度南国市下水道事業会計予算
- 第15 議案第15号 南国市税条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第16号 南国市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第17号 南国市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- 第18 議案第18号 南国市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
第19 議案第19号 南国市介護保険条例の一部を改正する条例
第20 議案第20号 南国市火災予防条例の一部を改正する条例
第21 議案第21号 南国市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例
第22 議案第22号 南国市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
第23 議案第23号 南国市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
第24 議案第24号 南国市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例等の一部を改正する条例
第25 議案第25号 上倉・瓶岩北辺地に係る総合整備計画（第3次変更）について
第26 議案第26号 南国市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
第27 報告第1号 令和7年度南国市一般会計補正予算の専決処分の承認について
第28 報告第2号 損害賠償の専決処分の報告について

＊

本日の会議に付した事件

日程第1より日程第28まで

＊

午前10時 開議

議長（西本良平） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

＊

議案第1号から議案第26号まで、報告第1号、報告第2号

議長（西本良平） この際、議案第1号から議案第26号まで及び報告第1号、報告第2号、以上28件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

議案第1号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西本良平） 議案第1号の質疑を終結いたします。

議案第2号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西本良平） 議案第2号の質疑を終結いたします。

議案第3号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西本良平） 議案第3号の質疑を終結いたします。

議案第4号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西本良平） 議案第4号の質疑を終結いたします。

議案第5号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西本良平） 議案第5号の質疑を終結いたします。

議案第6号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西本良平） 議案第6号の質疑を終結いたします。

議案第7号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西本良平） 議案第7号の質疑を終結いたします。

議案第8号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西本良平） 議案第8号の質疑を終結いたします。

議案第9号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西本良平） 議案第9号の質疑を終結いたします。

議案第10号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西本良平） 議案第10号の質疑を終結いたします。

議案第11号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西本良平） 議案第11号の質疑を終結いたします。

議案第12号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西本良平） 議案第12号の質疑を終結いたします。

議案第13号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西本良平） 議案第13号の質疑を終結いたします。

議案第14号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西本良平） 議案第14号の質疑を終結いたします。

議案第15号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西本良平） 議案第15号の質疑を終結いたします。

議案第16号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西本良平） 議案第16号の質疑を終結いたします。

議案第17号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西本良平） 議案第17号の質疑を終結いたします。

議案第18号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西本良平） 議案第18号の質疑を終結いたします。

議案第19号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西本良平） 議案第19号の質疑を終結いたします。

議案第20号の質疑を許します。質疑はありませんか。

議長（西本良平） 議案第20号の質疑を終結いたします。

議案第21号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西本良平） 議案第21号の質疑を終結いたします。

議案第22号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西本良平） 議案第22号の質疑を終結いたします。

議案第23号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西本良平） 議案第23号の質疑を終結いたします。

議案第24号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西本良平） 議案第24号の質疑を終結いたします。

議案第25号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西本良平） 議案第25号の質疑を終結いたします。

議案第26号の質疑を許します。質疑の通告がありますので、発言を許します。10番西山明彦議員。

〔10番 西山明彦議員発言席〕

10番（西山明彦） おはようございます。議席番号10番の西山です。

議案第26号南国市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について質疑を行わせていただきます。

この改正案は、提案理由にあるとおり、国保税に子ども・子育て支援金を上乗せして課税するというものです。まず、子ども・子育て支援金の上乗せによって、国保税額はどうなるのでしょうか。また、国民健康保険事業財政調整基金の残高が、一般質問で確認したところ、令和7年度末には4億6,880万円になるとのことですが、この基金の取扱いとの関係ではどのような検討がされたのでしょうか。そして、この基金を活用して、子ども・子育て支援金の上乗せ分による国保税の引上げを抑えようとするれば、どのような方法があるのでしょうか。

具体的な例として、安芸市ではこの国保税条例の改正について、3月4日付の高知新聞の記事ですが、記事をそのまま読みますと、国保税条例改正は、今年4月から公的医療機関に上乗せして徴収する国の子ども・子育て支援金制度への対応、市全体で年間1,441万円分を徴収し、国保税は1人当たり単純平均3,450円増になるところを、基礎分や後期高齢者支援金分などの所得割率を引き下げ、単純平均1,710円の増額とすると報道されています。子ども・子育て支援金制度への対応ということは、子ども・子育て支援金の上乗せ分について、安芸市では1人当たり3,450円増になるところを1,710円の増額とするということです。これは、基礎分や後期高齢者支援金分などの所得割率を引き下げることによって納付金を低く抑えて、最終的に決算段階ですけれども、納付金に不足が生じますので、これに基金を充てて対応をするというものだと推察します。

では、南国市で安芸市のような方法、基礎分や後期高齢者支援金分などの所得割率を引き下げるなどして、子ども・子育て支援金の上乗せ分による国保税の増額分を抑制する方法を取るとすれば、どのようになるのでしょうか。ちなみに、南国市の子ども・子育て支援金の上乗せ分は、国民健康保険特別会計の予算書によると、子ども・子育て支援納付金現年課税分が1,867万2,000円となっているのに対して、基礎分の所得割率は8.3%、均等割は2万6,300円で、後期高齢者支援金の所得割率は2.6%で、均等割は8,100円です。これをどのくらいにしたら上乗せ分の相当額になるのでしょうか。試算されているようでしたら教えてください。

以上で1問目を終わります。

議長（西本良平） 答弁を求めます。市民課長。

〔山田恭輔市民課長登壇〕

市民課長（山田恭輔） おはようございます。

まず初めに、国保財政調整基金の取扱いでどのような検討がなされたかについてお答えをいたします。

国民健康保険事業財政調整基金につきましては、今議会の一般質問でお答えいたしましたとおり、5年度、6年度に引き続き、7年度も黒字決算が見込まれるため、7年度決算時において約4億6,880万円の基金残高となると見込んでおります。2月24日の議案勉強会でお示しました税率改定案は、本年度の国民健康保険運営協議会において、12年度の保険料水準の完全統一に向け、南国市保険料方針に基づいた段階的な課税分と、新たな制度である子ども・子育て支援金の課税分を組み合わせた3つのパターンを提示し、それぞれのメリット、デメリットを踏まえて協議をお願いし、答申をいただいたものでございます。

3つのパターンに記しました基金残高は、額面どおりの残高となるわけではなく、8年度以降も増額が予定されております子ども・子育て支援金の増加分と今議会に上程しております国保基金条例の改正案における処分の追加規定の一つである地方単独事業の医療費助成における国庫補助金の減額調整、地単カットの補填分に新たな対象となる精神保健福祉手帳所持者の増額分を加えた合計額約7,000万円を差し引く必要がございます。また、一番懸念されることは、8年度と9年度に診療報酬改定が行われ、10年度においても実施の予定であり、不確定な要素でございますが、単年度収支の赤字幅が大きくなることでございます。

このようなことから、国保保険者として保険料水準の完全統一後の12年度以降も見据え、長期的に国保事業を安定に運営していくためには、一定の基金が必要であると考えております。

以上でございます。

議長（西本良平） 税務課長。

〔北村長武税務課長登壇〕

税務課長（北村長武） 議案として提案している子ども・子育て支援金が上乗せされれば、現在一番低い国保税がかかっている世帯で年間2万2,000円だったものが2万2,500円になり、年間500円の増になります。反対に、一番高い世帯は、子ども・子育て支援金の上限は3万円と設定しているので、3万円増になります。子ども・子育て支援金の上限に該当する世帯の目安としては、所得で約1,000万円です。

次に、基金を活用して子ども・子育て支援金上乗せ分の国保税の引上げを抑制する方法はという質問ですが、国保税は基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護給付費課税額、そして令和8年度から始まる子ども・子育て支援金の4つで成り立っております。子ども・子育て支援金を新たに課税する一方で、残りの3つのうちから、例えば基礎課税額の所得割の税率を下げることで国保税全体の調整を図ることはできます。税率を下げ、基礎課税額の減った税収分は、基金から補填することになります。

次に、安芸市のような試算はされていますかという質問ですが、南国市では、先ほど市民課長が申し上げた本年度の南国市国民健康保険運営協議会におきまして、令和8年度国保税率改定について、事務局からA案、B案、C案を提案し、それぞれのメリット、デメリットを踏まえた協議を委員の皆さんにさせていただきました。提案した案のうち、C案が基礎課税額の所得割と均等割を下げる案になっておりまして、所得割が現行の8.3%から8.0%のマイナス0.3%、均等割が2万6,300円から2万4,400円のマイナス1,900円と設定しました。下がった税率で9パターンモデルケースの税額シミュレーションを行い、一番低い国保税がかかっている世帯は増減ありませんでしたが、世帯員が多い世帯や所得が多い世帯ほど年税額の減少が目立ちました。

以上です。

議長（西本良平） 西山明彦議員。

10番（西山明彦） 2点ほど質問させていただきたいと思います。

まず、市民課長が3つのパターンを提示したと言われましたけれども、説明会で資料をいただきましたけど、特にどんなものということは聞いていませんので、議会の場で3パターンというのはどんなパターンが説明していただきたいと思います。

それから、今議会に上程している基金条例の改正で、いろいろなあれで7,000万円ほどを差し引く必要があるというような御答弁でしたけれども、じゃあこの基金条例の改正がなかった

ら、それは考えるに及ばんということなのかお答えいただきたいと思います。

議長（西本良平） 市民課長。

市民課長（山田恭輔） まず、1点目の3つのパターンについて御説明をさせていただきます。

議案勉強会でお配りしました資料に、A案、B案、C案と3つのパターンの資料をお渡しをさせていただきました。

まず、税率改定案、A案につきましては、12年度の保険料完全統一に向けて5年度に南国市の保険料方針といったものを定めておりますが、それに向かいまして段階的に12年度に示されております推計値に近づくように、段階的な金額、保険料を上げるといったものがまず上がっております。それと、今回新たに創設されました子ども・子育ての支援金の標準保険料といったものも示されておりますので、それに準じる金額、こちら3,300円でございますが、その金額両方を上げたものがA案でございます。

B案が、今回議案で提出をさせていただく分になりますけれども、先ほど申しました12年度のものとは上げていなくて、子ども・子育ての分の3,300円を11年度まで課税をするというパターンのものでございます。

それともう一つ、C案でございます。こちらは、先ほど税務課長が詳しく御説明をさせていただきましたが、先ほど申しました12年度の完全統一保険料のものとは段階的なもの及び子ども・子育ての支援金分を両方最終的には基金から充当していくといったことで、課税をしないといった3つのパターンのものでございます。

続きまして、2点目の基金条例の7,000万円のことと、差し引いた場合はという御質問でございましたが、まずこの7,000万円の内訳は、あくまで推計になりますけれども、今回子ども・子育て支援金につきましても、8年度から9年度、10年度と将来的に、また段階的に上がっていくということが示されております。そのため、本市におきましては、8年度に3,300円を被保険者の方々に、1人平均のこれ金額でございますので、3,300円を賦課した場合に、その金額を11年度までは同じ金額でいくといったことで、その差引きの差額分をこちらはもう基金で充てていくといったことのものが約4,400万円ぐらいを考えております。

それと、先ほど私がお答えいたしましたとおり、地方単独事業の医療費助成の減額調整分で、新たに9年度から今高知県のほうで精神保健の手帳をお持ちの方の医療費助成をしていくということが協議が進められております。その部分の自己負担分を市のほうで、各市町村のほうで持つということになっておりますので、その分の金額が上乘せになって、合計7,000万円要る

ということになりますので、今回の条例が通らなくてもこの7,000万円は必要になるということでございます。

以上でございます。

議長（西本良平） 西山明彦議員。

10番（西山明彦） 確認ですけれども、これ3つのパターンというのは、10年度に向けて毎年同じ金額をずっと通して、あと4年間ですか、通すようになってますけれども、これは基本的にはやはり毎年、毎年度見直してもかまんということですよ、確認ですが。

議長（西本良平） 市民課長。

市民課長（山田恭輔） 今年度の国保の運営協議会のほうでも提案をいたしまして、確認もしていただきましたけれども、あくまでこの保険料方針といったものは定めなくてはならないものでございますけれども、あくまで各年度の決算時の状況を見て、次年度の税をどうするかということは、その都度その都度確認をして決定をしていくということを提案していただいています。

議長（西本良平） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西本良平） 議案第26号の質疑を終結いたします。

報告第1号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西本良平） 報告第1号の質疑を終結いたします。

報告第2号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西本良平） 報告第2号の質疑を許します。

これにて議案及び報告に対する質疑を終結いたします。

*

議長（西本良平） お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第1号は会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西本良平） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

*

議長（西本良平） これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西本良平） 討論を終結いたします。

*

議長（西本良平） これより採決に入ります。

報告第1号を採決いたします。本案はこれを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西本良平） 御異議なしと認めます。よって、報告第1号は承認することに決しました。

なお、報告第2号は議決の対象となりませんので、念のため申し上げます。

*

議 案 の 委 員 会 付 託

議長（西本良平） ただいま議題になっております議案第1号から議案第26号まで、以上26件はお手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

*

議 案 付 託 表

総務常任委員会

議案第1号 令和7年度南国市一般会計補正予算

第1条歳入歳出予算の補正

歳入の部

歳出第1款議会費 第2款総務費 第9款消防費

第2条繰越明許費の補正

第3条地方債の補正

議案第2号 令和7年度南国市土地取得事業特別会計補正予算

議案第7号 令和8年度南国市一般会計予算

第1条歳入歳出予算

歳入の部

歳出第1款議会費 第2款総務費 第9款消防費 第12款公債費 第13款

予備費

第2条債務負担行為

第3条地方債

第4条一時借入金

第5条歳出予算の流用

議案第8号 令和8年度南国市土地取得事業特別会計予算

議案第15号 南国市税条例の一部を改正する条例

議案第20号 南国市火災予防条例の一部を改正する条例

議案第21号 南国市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例

議案第22号 南国市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議案第23号 南国市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

議案第24号 南国市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例等の一部を改正する条例

議案第25号 上倉・瓶岩北辺地に係る総合整備計画（第3次変更）について

議案第26号 南国市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

産業建設常任委員会

議案第1号 令和7年度南国市一般会計補正予算

第1条歳入歳出予算の補正

歳出第6款農林水産業費 第7款商工費 第8款土木費

議案第6号 令和7年度南国市下水道事業会計補正予算（第3号）

議案第7号 令和8年度南国市一般会計予算

第1条歳入歳出予算

歳出第5款労働費 第6款農林水産業費 第7款商工費 第8款土木費

第11款災害復旧費

議案第11号 令和8年度南国市企業団地造成事業特別会計予算

議案第13号 令和8年度南国市水道事業会計予算

議案第14号 令和8年度南国市下水道事業会計予算

教育民生常任委員会

議案第1号 令和7年度南国市一般会計補正予算

第1条歳入歳出予算の補正

歳出第3款民生費 第4款衛生費 第10款教育費

議案第3号 令和7年度南国市国民健康保険特別会計補正予算

議案第4号 令和7年度南国市介護保険特別会計補正予算

議案第5号 令和7年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算

議案第7号 令和8年度南国市一般会計予算

第1条歳入歳出予算

歳出第3款民生費 第4款衛生費 第10款教育費

議案第9号 令和8年度南国市国民健康保険特別会計予算

議案第10号 令和8年度南国市介護保険特別会計予算

議案第12号 令和8年度南国市後期高齢者医療保険特別会計予算

議案第16号 南国市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例

議案第17号 南国市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第18号 南国市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

議案第19号 南国市介護保険条例の一部を改正する条例

*

議長（西本良平） これにて本日の日程は全部終了いたします。

*

議長（西本良平） お諮りいたします。明10日から15日までの6日間は、委員会審査のため休会し、3月16日に会議を開きたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西本良平） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

3月16日の議事日程は、議案等の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時22分 散会